Eiwa News

電子納税について

平成30年9月 (No. 158)

今回は電子納税についてご紹介します。

地方税については、電子納税に対応している地方公共団体がまだ少ないことから、使い勝手がいいとは言えませんが、国税のダイレクト納付は、源泉所得税を毎月納付している方などにはとても便利な制度かと思います。

なお、電子納税では領収書が発行されないため、領収書が必要な場合は金融機関又は所轄 税務署の窓口に納付書を持参して納付を行う必要があります。

[1] e-Tax (国税)

(1) 電子納税方法

- ①ダイレクト納付 (預貯金口座からの振替納付)
- ②インターネットバンキング等により納付(登録方式、入力方式)

共通の手続きとして、e-Taxの利用開始手続きが必要となります。

ただし、既に電子申告等をするために利用者識別番号を取得している場合には不要です。 また、利用者識別番号とパスワードのみで納付手続きが行えるので、電子証明書の添付やIC カードリーダライタは不要です。

(2) ダイレクト納付

事前に税務署に届出等をし、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報を登録した後に、 届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して 納付をすることができる方法です。

① 手続き

・ダイレクト納付利用届出書の提出(書面提出) 利用開始時期は、届出書の提出から約1ヶ月後となります。 また、複数の預貯金口座を登録する場合は、預貯金口座ごとに届出の提出が必要です。

② 対象税目

イ、電子申告をした申告等データを送信する場合

源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別所得税、贈与税、印紙税、酒税

ロ、納付情報登録データを送信する場合 全税目

(3) インターネットバンキング等により納付(登録方式、入力方式)

① 登録方式

e-Taxソフト等を使用して納付情報データを作成し、e-Taxに登録することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して電子納税を行う方式です。

• 対象税目…全税目

② 入力方式

e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号としてご自身で納付目的コードを作成して電子納税を行う方式です。

・対象税目…法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別所得税

[2] eLTAX(地方税)

まずは、eLTAXの利用届出を行い、利用者IDを取得します。この際に電子証明書が必要になりますが、関与税理士が代理申請を行う納税者の場合は不要です。また、既に利用者IDを取得済みの場合は、改めて取得する必要はありません。

また、PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアが必要となります。

(1) 電子納税方法(インターネットバンキング等により納付)

① 電子申告と連動させる方法

電子申告した申告データをもとに、納付手続きを行う方法です。

・対象税目…法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、 個人住民税(退職所得に係る納入申告)

※書面により申告をした場合には、電子納税は行えませんが、下記②の方法であれば、電子申告をする前に電子納税を行うことができます。

② 納付情報を新規入力する方法

納付先団体、税目、納付額などの納付用の基本情報を入力して納付手続きを行う方法です。

対象税目…個人住民税(特別徴収)、見込み納付(法人都道府県民税、法人事業税、 地方法人特別税、法人市町村民税)

(2) 電子納税対応状況(平成30年8月3日現在)

① 都道府県

岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、愛知県、大阪府、奈良県、兵庫県、 岡山県、島根県

② 市区町村

仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、愛荘町、大阪市、福岡市

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、 よろしくお願い申し上げます。